

令和8年度 体育施設（閉校学校）のスポーツ活動施設の利用について

1. 趣旨

地域住民の健康増進と豊かなコミュニティーづくりを目的に、閉校学校のスポーツ活動施設を名張市の体育施設に位置付け、計画的な利用を促進する。

2. 利用対象

(1) 利用施設

錦生体育館・運動場

滝之原体育館・運動場

国津体育館・運動場

(2) 開放時間

全日 9時～21時

3. 利用期間

令和8年6月1日～令和9年5月31日まで（※）

※令和8年12月29日～令和9年1月3日は除く。

※地域行事等により、利用休止となる場合あり

4. 利用手続き

(1) 登録申請

各閉校学校の体育施設を計画的に利用しようとする団体は、
令和8年3月31日（火）までに申込フォームより申請が必要です。

申込フォーム

(URL)

<https://5c1429a5.form.kintoneapp.com/public/ed52b04902c0ca606e56412a94807977149e8d53342101f120e0fa658062e673>

(二次元コード)



(2) 調整会議

利用団体の利用日時等の調整を行うため、閉校学校ごとに調整会議を行います。(令和8年5月7日～15日(予定))

(3) 登録証・許可書

名張市教育委員会は、利用日程の調整を受けた登録団体に登録証と使用施設の許可書を発行します。

5. 電気料金の負担

体育館の照明を使用した場合は、その実費を使用団体は学校開放事業に準じて負担し、教育委員会が徴収を行います。

※国津・滝之原体育館：1kw 27円

※錦生体育館：30分 30円

6. その他

(1) スポーツ安全保険の加入について

閉校学校の体育施設を計画的に利用しようとする団体は、スポーツ安全保険に加入してください。

(2) 利用についての注意

①施設の鍵につきましては、学校開放事業同様、利用登録許可団体に年間貸与しますので、責任をもって管理してください。紛失・破損等が生じましたら早急に市民スポーツ室にご連絡下さい。なお、このことに伴う復旧に際しては、実費負担となります。

②各団体の備品につきましては、施設利用時に持参していただき、利用終了後には、お持ち帰りください。

③各施設につきましては、設備・備品の状況により競技種目に制限がありますのでご注意ください。詳しくは市民スポーツ室へお問い合わせください。

④前年度の実績にもとづき、利用が著しく少ない団体につきましては、より多くの団体が利用できるよう、本会議内で、申請内容の一部または全部の取消をお願いする場合があります。

(3) 三重県ドクターヘリコプターについて

緊急時の救命救急のため、各施設運動場にドクターヘリが離着陸する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。